

水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市外で新たに市場開拓・顧客獲得を図ろうとする事業者を支援するため、予算の範囲内で水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等（仮設、臨時その他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。
- (3) 支店等 事業者が水俣市外にて事業を行うことを目的に設置する事業所をいう。
- (4) 常設 支店等で、1箇月あたり10日以上事業活動を行うことをいう。
- (5) 常駐 支店等に、1箇月あたり10日以上勤務することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす事業者とする。

- (1) 水俣市内に本社又は本店の法人登記を行っている法人又は水俣市に住民登録がある個人であること。
- (2) 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けていること。
- (3) 第7条に規定する交付申請の時点で水俣市内に主たる事業所を設置し、事業活動を継続していること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の末日までに、事業を完了すること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (7) 補助金の交付決定日（以下「交付決定日」という。）が属する年度から5年以内に、法人にあっては本社又は本店の登記を、個人にあっては住民登録を水俣市外に移転しないこと。

- (8) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業を営む団体又は個人ではないこと。
- 2 補助対象者は、次の各号のいずれかひとつを実施するものとする。
- (1) 支店等開設準備事業
- (2) 支店等施設借上事業
- 3 前項第2号の事業を既に実施した者で、次の各号のいずれの要件も満たすときは、補助対象者とする。
- (1) 補助金の交付を受けようとする前年度の末日までに、水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金交付確定通知書（様式第12号）（以下「交付確定通知書」という。）を受理していること。
- (2) 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の期間が、既に交付を受けた補助金に係る施設の借上期間から起算して連続した12箇月を超えないこと。
- 4 補助対象者が、既に支店等を設置している同一市区町村内に新たに支店等を設置しようとするときは、前回の設置から5年以上経過していなければならない。
（補助対象事業）
- 第4条 補助対象事業は、前条第2項各号に定めるもので、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。
- (1) 補助対象者が市場開拓や顧客獲得を図る目的で、水俣市外において、1名以上の従業員を常駐させて常設の支店等を開設すること。
- (2) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国、県又は市の他の補助制度による補助金等の交付を受けていないこと。
（補助対象経費）
- 第5条 補助対象経費は、別表第1に掲げるものとし、補助金の交付決定日より前の発注又は契約に係る経費は、補助の対象としない。
- 2 第3条第3項の規定に係る補助対象経費は、支店開設日の属する月の翌月から連続する12箇月を超えない範囲で支払ったものに限る。
（補助金の額等）
- 第6条 補助対象経費に対する補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表第2に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。
- 2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象事業に係る補助金の交付は、1回限りとする。ただし、第3条第2項第2号の規定に係るものについては、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 直近2箇年分の財務状況が分かる書類
- (5) 第3条第1項第1号から第3号に規定する内容を証する書類
- (6) 市税の滞納のない証明書
- (7) 補助対象経費が確認できる資料の写し
- (8) 支店等の場所を示した地図
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第2項第2号に定める事業のうち、同条第3項の規定に該当する者は、補助金の交付を受けようとする年度の4月30日までに、申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定に係る申請においては、第1項の規定(第2号、第4号、第6号、第7号及び第9号を除く。)を適用しない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類審査及び聞き取り等による調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、事業内容を変更しようとするときは、速やかに水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更した補助対象経費の根拠となる書類(補助対象経費に変更があった場合に限る。)
- (2) 事業内容を変更したことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、事業内容の変更の可否を決定し、水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の辞退）

第10条 交付決定者は、補助金を辞退しようとするときは、速やかに水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金辞退届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から30日以内又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第10号）
- （2） 収支精算書（様式第11号）
- （3） 補助対象経費の支出を証する書類
- （4） 常駐従業員の雇用状況が分かる書類
- （5） 支店等施設の賃貸借契約書の写し（支店等施設借上事業のみ）
- （6） 支店等の内部及び外部の写真
- （7） その他市長が必要と認める書類

2 第3条第2項第2号に定める事業のうち、同条第3項の規定に該当する交付決定者の補助対象事業に係る実績報告においては、第1項の規定（第1号、第2号及び第3号を除く。）を適用しない。

（補助金の交付確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容について審査を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第13号）により補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。なお、第12条の規定による補助金の交付確定

を行った後においてもまた同様とする。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定日が属する年度の末日までに、事業が完了しなかったとき。
- (3) 交付決定日が属する年度から5年以内に、法人にあっては本社又は本店の登記を、個人にあっては住民登録を水俣市外に移転したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金交付取消通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により支援金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、申請者に対し、水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金返還命令書（様式第15号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（事業状況報告）

第16条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金事業状況報告書（様式第16号）により、市長に報告しなければならない。ただし、第3条第3項に規定する補助対象者においては、補助事業が完了した年度は、最初に補助金の交付確定通知書を受理した年度とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、関係資料の提出を求め、実地に調査することができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則（令和4年10月19日告示第90号）

（施行期日）

この要綱は、令和4年10月19日から施行することとし、令和4年8月1日から適用する

附 則（令和6年4月25日告示第50号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	経費内容
支店等開設準備事業	設備費	ア 支店等の開設に伴う施設の外装工事・内装工事に係る費用 イ 支店等の施設で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達に係る費用（消耗品・中古品・不動産・車両・はん用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用・ソフトウェアの購入費及びライセンス費用を除く。）
	広報費（自社で行う広報に係る費用）	ア 支店等開設地域での市場開拓に係る広告宣伝、パンフレット印刷等に係る費用 イ 支店等開設地域での市場開拓に係るダイレクトメール・メール便等郵送に係る費用（実費に限る。） ウ 支店等開設地域での市場開拓に係る無料の事業説明会等の開催に係る費用
	外注費	支店等の開設に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる費用
支店等施設借上事業	施設借上費	支店等を設置することを目的とした施設の借上に要する費用で、敷金、礼金、駐車場費及び共益費等を除いた、賃貸借契約上の月額賃借料

備考：補助対象経費に、取引に係る消費税額及び地方消費税は含まないものとする。

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
支店等開設準備事業	設備費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	月額100千円とし、通算12箇月を超えないものとする。
	広報費		
	外注費		
支店等施設借上事業	施設借上費		